

令和3年(2021年11月2日)

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長 阿 部 守 一

全国的な人の移動を伴うイベント等の開催に係る事前相談の延長について(依頼)

日頃は、長野県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止対策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

令和3年9月1日付け3資第4の66号において、10月末までに全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするようお願いしているところです。

この度、国から別紙のとおり催物の開催制限等について見直しを行っているところであり、見直しまでの当面の間は現在の開催制限等を維持する旨の連絡がありました。

つきましては、11月1日以降のイベントについても、下記Iによる取扱いを継続しますので、御承知いただくとともに、御対応いただきますようお願いいたします。

記

I. 全国的な人の移動を伴うイベント等の開催に係る事前相談の延長について

1 対象施設

- (1) 全国的な人の移動を伴うイベントを開催することが想定される施設
- (2) 収容人数が1,000人を超えるような施設

2 対象イベント

全国的な人の移動を伴うイベント、又は参加者が1,000人を超えるようなイベント

3 対象者

施設管理者又はイベント主催者

4 相談内容

手洗い、消毒、換気等の基本的な感染防止策、参加者の連絡先の把握方法等のイベント開催要件等

5 必要書類

事前相談票、内閣官房HPに掲載のある業種別ガイドライン(該当するガイドラインがない場合は不要)、開催要項、参加者見込・他県からの参加者見込、感染防止対策に関する書類

II. 相談先等

1 相談先

長野県危機管理部消防課新型コロナウイルス感染症対策室

<詳しい相談方法はこちら>

県 HP :

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html>

2 提出方法

郵送、FAX、Email のいずれか（開催 2 週間前を目途に送付して下さい）

3 その他

(1) 県 HP に掲載しているイベント開催の目安及び業種別ガイドラインで求められている感染防止対策を可能な限り講じた上でのご相談をお願いします。

【長野県新型コロナウイルス感染症対応方針】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-kinkyu.html>

(2) 国の方針が変更された場合の取扱いは改めて通知します。

長野県環境部環境部資源循環推進課 (課長) 滝沢 朝行 (担当) 町田 英子 電話 026-235-7181 FAX 026-235-7259 Eメール junkan@pref.nagano.lg.jp
--